

鳥取県森林資源デジタル管理推進対策事業費補助金交付要綱

制 定 令和3年7月19日付第202100101700号
一部改正 令和4年7月29日付第202200113464号
鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県森林資源デジタル管理推進対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則及び森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）、森林資源デジタル管理推進対策実施要領（令和2年3月27日付け元林整計第840号林野庁長官通知）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、レーザ計測データを活用した路網設計を支援するソフトウェアの導入又は森林境界情報の精度向上を支援し、効率的な森林管理等の実現を図ることを目的とする。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、地方事務所（東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。）の長が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して、知事が、その財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

- 4 知事は、やむを得ない事由により早期に交付決定をすることが困難な場合において、交付目的を達成するため必要があると認めるときは、本補助金の交付見込額を様式第5号により内示することができる。

(承認を要しない変更)

- 第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表の第5欄に定めるもの以外の変更とする。
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

- 第7条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。
 - (1)規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
 - (2)規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第3号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(額の確定)

- 第8条 規則第18条第1項に規定する額の確定については、様式第4号によるものとする。

(財産の処分制限)

- 第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。)第5条に規定する処分制限期間とする。
- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1)取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のソフトウェア
 - (2)その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(提出書類の部数等)

- 第10条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部とし、所轄の地方事務所の長に提出するものとする。

(雑則)

- 第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月19日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年7月29日から施行し、令和4年度の補助事業から適用する。

別表（第3条、第6条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 重要な変更
路網設計支援ソフト整備事業	県が認める 林業事業体	ソフトウェア購入費	定額 上限70万円	補助金額の 増額
所有者情報等の 精度向上事業	市町村	所有者情報等の精度向上に 要する技術者給、賃金、旅 費、需用費、役務費、委託 料、使用料及び賃借料、備 品・資機材購入費	1/2	補助金額の 増額

様式第1号（第4条及び第7条関係）

（元号）年度鳥取県森林資源デジタル管理推進対策事業計画（実績）及び収支予算（決算）書

1 事業内容

（1）事業の目的

--

（2）取組の内容

--

2 収支予算（決算）

（1）収入

（単位：円）

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増減	備 考
本補助金				
自己資金				
その他				
計				

（注）・その他の収入がある場合は、収入の詳細を備考欄に記載すること。

（2）支出

（単位：円）

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増減	備 考

（注）・申請時には予算額のみ記載し、実績報告時には予算額、決算額、差引増減額を記載すること。
・実績報告時には別表第3欄の費目別に額を記載すること。
・実績報告時には備考欄に経費の内訳を記載すること。
・実績報告時には内訳のわかる領収書等証拠書類を添付すること。

3 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

年 月 日

4 他の補助金の活用の有無 (有 ・ 無)

活用する補助金名	事業内容	問い合わせ先

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

5 消費税の取り扱い

(一般課税業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者)

※該当するものに○をすること。

様

職 氏 名

（元号）年度鳥取県森林資源デジタル管理推進対策事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県森林資源デジタル管理推進対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「鳥取県森林資源デジタル管理推進対策事業」とし、その内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|----------|---|---|
| （1）算定基準額 | 金 | 円 |
| （2）交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県森林資源デジタル管理推進対策事業費補助金交付要綱（令和3年7月19日付第202100101700号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

様

職 氏 名 印

（元号）年度鳥取県森林資源デジタル管理推進対策事業費補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定があった鳥取県森林資源デジタル管理推進対策事業費補助金について、補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 鳥取県補助金等交付規則第18条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

（注）別紙として返還額に係る積算の内訳を添付すること。

様式第4号（第8条関係）

第 年 月 日 号

様

鳥取県知事 平井 伸治

（元号）年度鳥取県森林資源デジタル管理推進対策事業費補助金の額の確定について（通知）

年 月 日付第 号で交付決定し、年 月 日付けで実績報告書が提出された本補助金について、下記のとおり補助金の額の確定をいたしましたので、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第18条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先）

記

（単位：円）

交付決定額	確定額	既支払額	精算払額

様式第5号（第5条関係）

第 年 月 日

様

職 氏 名

（元号）年度鳥取県森林資源デジタル管理推進対策事業費補助金の交付内示について（通知）

年 月 日付第 号で申請のあった鳥取県森林資源デジタル管理推進対策事業費補助金については下記のとおり交付される見込みですので、事業の遂行に支障のないようにしてください。

なお、この補助金の交付見込額は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第6条の規定に基づく交付決定において変更されることがあるとともに、交付されないことがあります。

記

- 1 補助事業名
- 2 事業内容
- 3 事業費
- 4 補助金
- 5 備考